

【様式1】

坂井市立加戸小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日 策定
令和6年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

-福井県いじめ防止基本方針より-

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶための環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、こうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよういじめをなくすことを目的に、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、障がい理解教育など、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

勤労生産学習を柱として、自然体験・集団宿泊体験・ボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○縦割り班活動の充実

縦割り班活動での様々な体験活動を充実し、低学年から高学年まで、お互いに思いやる心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○保幼小連携の推進

発達段階に応じ、幼少期から規範意識等の醸成に努めるため、幼保園と連携して、いじめの未然防止に係る取組を進めます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のため、環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を学校評価に位置付けて、学校におけるいじめの防止の取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童理解に基づいて、個に応じた指導や支援に取り組んでいる。
- ・いじめや不登校の未然防止や、丁寧かつ迅速な初期対応に努めている。
- ・年間カリキュラムに基づき、人権教育の充実に取り組んでいる。
- ・児童一人一人の人権を大切にし、居心地のよい学級づくりを進めている。
- ・学年、学校だよりやＨＰ等で情報を積極的に保護者に伝えている。

【児童】

- ・わたしは、もし、なにかあったときにそうだんできる人がいる。
- ・わたしは、あいてのきもちをかんがえてこうどうしている。
- ・わたしは、がっこうでのせいかつがたのしい。
- ・わたしは、いえでおたよりやホームページをみたり、がっこうのはなしをしたりしている。

【保護者】

- ・学校は、いじめ・不登校対策に、家庭・地域・関係機関等と連携し、取り組んでいる。
- ・学校は、お子さまが思いやりある行動ができるように取り組んでいる。
- ・学校は、お子さまが楽しく学校生活を送る取り組みをしている。
- ・学年、学校だよりや学校ホームページ等や子どもの話で、学校の様子がよくわかる。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校、学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」やポジティブ教育の実践をとおして温かい集団づくりを進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○デジタルシティズンシップ教育の充実

デジタルツールを利用する際の行動規範を身につけ、自律的に利用する教育を行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができる教育を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への必要な指導を行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童など、外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童など避難している児童

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための「自己チェック」を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

各学期に児童と保護者に対しいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密になるとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、組織的な「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認すると共に、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ・いじめに係わる行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・月毎の気がかりな児童の情報交換

(2) いじめ対応サポート班

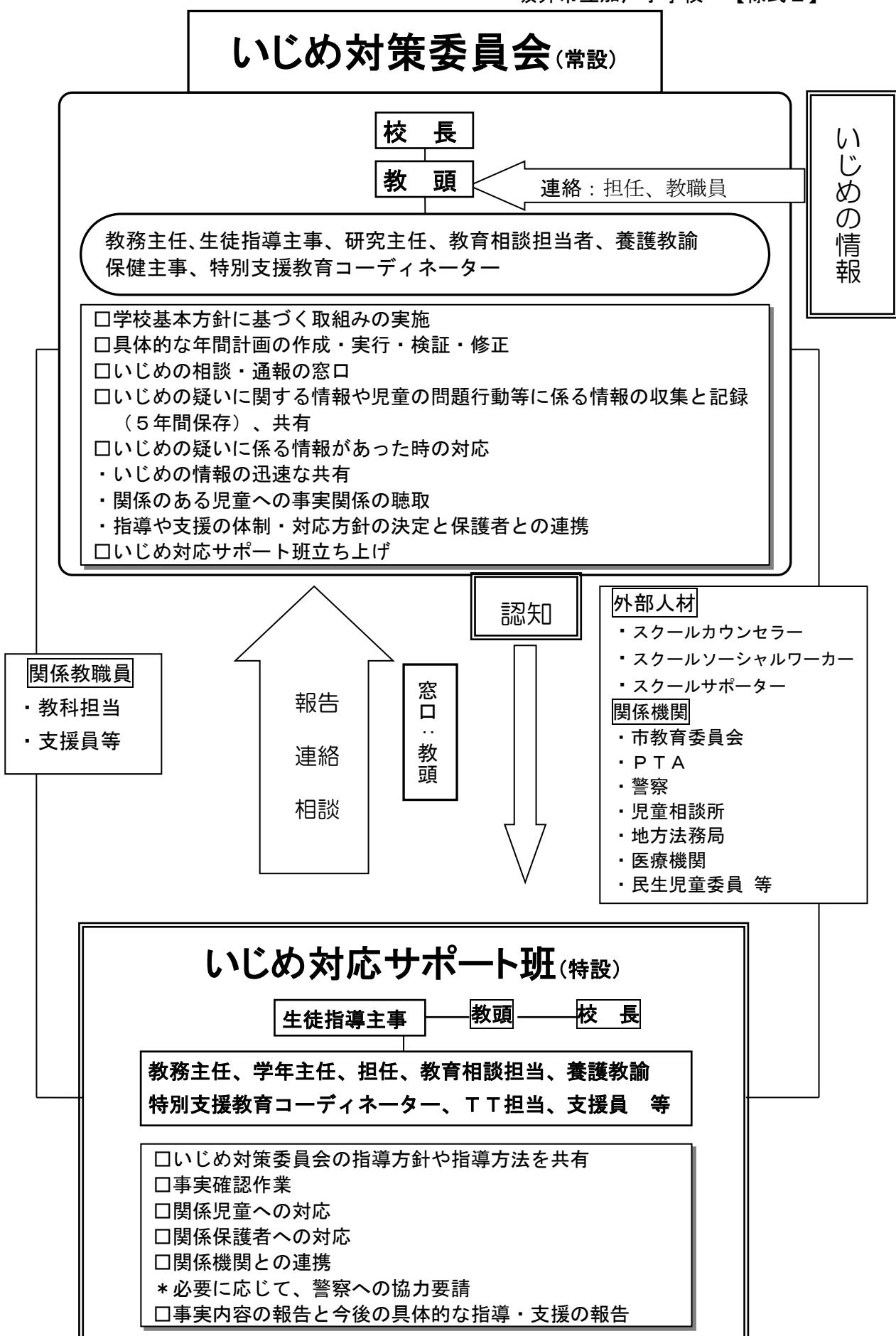
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、TT担当、支援員 等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 【組織図】

坂井市立加戸小学校 【様式2】



5【いじめ対策の年間行動計画】[4~6月]

坂井市立加戸小学校 【様式3】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A 総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 						
		心と体の元気チェック(いじめの自己チェック) 保健部 アンケート→面談→報告「気がかりな児童について」					
		通学路確認 <ul style="list-style-type: none"> ・学級や地域の子どもの状況も把握 縦割り活動スタート <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 					
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の情報交換等をもとに、定期的に状況把握 校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルシティズンシップ教育 ・人権教育 ・読書指導 <p>1年間全体の人権教育、デジタルシティズンシップ教育や読書活動の計画の作成確認</p>	5年自然教室・自主的な活動					
		あいさつリレー					
		心と体の元気チェック(いじめの自己チェック) 保健部					
6 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導 保護者会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報や意見収集 授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・研究の視点 ・学習規律 <p>子どもの力を引き出す授業、子どもの居場所を意識した授業の在り方の研究 公開授業の形式で実施</p>	縦割り活動 (サツマイモの苗植え 勤労生産学習)・絆づくり					
		運動会(縦割り) <ul style="list-style-type: none"> ・絆を強める ・種目練習 ・ピアサポート活動 					
		「ともだちについて(児童)」「友達関係について(保護者)」 アンケート調査					
第1回 教育相談週間							
		加戸っ子委員会いじめ防止推進キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生の多い月に・児童自らの運営 ・教育相談とリンクして 					
		縦割り遊び					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	親子ふれあい学級の実施：親子の絆を深める活動					
		魅力ある学校づくり①(いじめの自己チェック)					
		保護者・児童・教員対象アンケート調査(学校評価アンケート1回目を含む)					
		縦割り遊び					
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	家庭での読書啓発 ・親子読書等					
		地区の見回り ・休み中だけでなく普段の様子を把握 ・学級や地域の子どもの状況も把握					
		保護者・児童・教員対象アンケートより(評価、分析、2学期に向けての改善点)					
9 月	情報発信 ・評価アンケート1回目結果 ・2学期の取組み等 ↓ 保護者会、通信等で	心と体の元気チェック(いじめの自己チェック) 保健部					
		あいさつリレー					
		縦割り遊び					

[10～12月]

坂井市立加戸小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
		「ともだちについて(児童)」「友達関係について(保護者)」 アンケート調査					
		第2回 教育相談週間					
					4年 福祉体験教室	修学旅行 ・コミュニケーション活動の工夫	
		・サツマイモ収穫・収穫感謝祭(勤労生産学習)					
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
		心と体の元気チェック(いじめの自己チェック) 保健部					
		1年・2年 秋見つけ (保幼小連携)				6年 中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流	
					4年 福祉体験教室		
		校内学習発表会(K A D O フェス) ・絆を強める ・ピアサポート活動					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・魅力ある学校づくり事業の振り返り						
		魅力ある学校づくり②(いじめの自己チェック)					
		人権週間の取組み ・人権集会 ・人権作文 ・ありがとうカード ・委員会絵本朗読					
		保護者・児童・教員対象アンケート調査(学校評価アンケート2回目を含む)					
		縦割り遊び					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認						
1 月	取組評価アンケート2回目の分析 ・同じ項目で ・1学期末との比較 情報発信 ・評価アンケート2回目の結果 ・3学期の取組み等						
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 計画見直し ・魅力ある学校づくり 取り組みの振り返り ↓ 職員会議 ・課題確認 情報発信 ・評価アンケート2回目 結果、改善点 ・来年度への提案						